

- 2月20日（水） ○地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会 合同会議
（平成31年の提案募集の方針の決定）
- 2月21日（木） ○事前相談・提案受付開始
- 5月16日（木） ○事前相談受付終了
- 6月6日（木） ○提案受付終了
- 6月11日（火） ○共同提案の意向・支障事例等の補強照会
～21日（金）
- 6月28日（金） ○地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会 合同会議
↓（重点事項の決定）
○関係府省への検討要請
- 7月～10月 ○提案団体、関係府省、地方三団体からのヒアリング
- 10月～ ○関係府省との調整
- 11月中旬 ○地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会 合同会議
（対応方針案の了承）
- 12月中下旬 ○地方分権改革推進本部・閣議（対応方針の決定）

第9次地方分権一括法

「提案募集方式（※地方の発意に根差した取組を推進するため、平成26年から導入）」に基づく地方からの提案について、「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成30年12月25日閣議決定）を踏まえ、都道府県から中核市への事務・権限の移譲や地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等の関係法律の整備を行う。

改正内容

【13法律を一括改正】

A 都道府県から中核市への事務・権限の移譲（1法律）

- ・ 介護サービス事業者の業務管理体制の整備について、届出・立入検査等に係る事務・権限を都道府県から中核市へ移譲（介護保険法）

B 地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等（12法律）

- ・ 幼保連携型認定こども園の保育教諭の資格要件等を緩和する特例の延長（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律、教育職員免許法）
- ・ 公立大学法人が、設立団体の長の認可を受けて、大学業務及び当該業務に附帯する業務に該当しない土地等を貸し付けることを可能に（地方独立行政法人法）
- ・ 公立社会教育施設（博物館、図書館、公民館等）について地方公共団体の判断により、教育委員会から首長部局へ移管することを可能に（社会教育法、図書館法、博物館法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律）
- ・ 放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数の基準について、従うべき基準から参酌すべき基準に見直し（児童福祉法）
- ・ 指定管理鳥獣捕獲等事業の従事者が、一定数量の火薬類を都道府県公安委員会の許可なく譲り受けることを可能に（火薬類取締法）
- ・ 都道府県建築士審査会の委員任期について、都道府県が条例で設定できるよう見直し（建築士法）
- ・ 食品の特別用途表示の許可申請に係る都道府県経由事務の廃止（健康増進法）
- ・ 建設業の許可申請等に係る都道府県経由事務の廃止（建設業法）

施行期日

(1) 直ちに施行できるもの → 公布の日

(2) (1)に依り難い場合 → (1)以外の個別に定める日

提案募集検討専門部会の開催について (地方からの提案等に関する対応方針に係るフォローアップ)

- 平成31年2月20日の地方分権改革有識者会議において、フォローアップ案件の進捗管理の強化を図ることとなった。
これを踏まえ、同年3月28日に提案募集検討専門部会を開催し、下記のフォローアップ案件について、関係府省からヒアリングを行った。
 - ・学校給食費に係る児童手当からの特別徴収(内閣府、文部科学省)
 - ・町村の都市計画に係る都道府県同意の廃止(国土交通省)
 - ・乗用タクシーによる貨物の有償運送を可能とするための規制緩和(国土交通省)
- 当該部会において、現在の検討状況や今後の方向性・スケジュールについて聴き取るとともに、引き続き検討状況の説明を求めたところ。
- 上記の提案を含め、本年の重点事項については部会でのヒアリングも行いつつ、実現に向け適切にフォローアップを行っていく。